

遠井委員からご意見・ご質問(H27.7.13)

○駒岡清掃工場更新事業計画段階配慮書について

1. 今回は、立地については複数案を設定することができず、「配置、構造」について複数案を検討するとありました(2-17)。

配置・構造の複数案については、動物、植物、生態系、地球温暖化等の項目はすべて共通で、A案、B案の比較対照の根拠とはなり得ないように見えます。

「配置、構造」に関する複数案の検討においても、技術指針別表4を参照して、関連項目を網羅する必要はあるのでしょうか。

できるだけ多くの情報を早い段階から開示し、事業者に環境配慮を求めることは望ましいと考えますが、「配置、構造」の複数案の検討に不可欠ではない要素については、この段階では省略して手続を簡素化し、次の段階でより詳細な検討を求めるという考え方もあるように思いました。

2. 他方で、計画段階配慮書手続は、複数案検討に留まらず、事業計画における環境配慮を一般的に評価する機会であると捉えれば、技術指針のみならず、(札幌市の)環境配慮指針も審議の基準となることを前提として、温室効果ガス関連項目については、札幌市の環境施策の目標に従って、最善の技術の利用可能性、あるいはさらなる排出削減の可能性の検討を求めたり、重油をバイオマスに置き換える等、再エネ利用を求めることも可能ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○放射性物質の取り扱いについて

・既存の施設で(たとえば、駒岡清掃工場に)放射性物質を取り扱うことを求める事態が事後的に生じた場合には、その段階で、本技術指針を準用してなんらかの影響評価を行うことはあり得るのでしょうか。

※環境影響評価の枠外の問題で恐縮ですががれき処理で社会問題化しておりますので、念のため、お伺いいたします。